

岩手県選挙管理委員会告示第 61 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 1 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	社会福祉法人つつ星会特別養護 老人ホーム白梅荘	二戸市堀野字大畑 1 番地 1	平成 19 年 4 月 1 日
	軽費老人ホームケアハウス北星荘	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	平成 19 年 4 月 16 日